

小金井市下水道事業経営戦略（案）

団 体 名 : 小金井市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|---------------------|--|--------------------|----------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 昭和48年度 (供用開始後、48年) | 法適（全部適用・一部適用）非適の区分 | 法適（一部適用） |
| 処理区域内人口密度 | 108.2人/ha（令和元年） | 流域下水道等への接続の有無 | 有 |
| 処 理 区 数 | 3処理区（多摩川流域野川処理区、多摩川流域北多摩一号処理区、荒川右岸東京流域荒川右岸処理区） | | |
| 処 理 場 数 | 該当なし | | |
| 広域化・共同化・最適化実施状況*1 | 平成30年1月に近隣7市により公営企業会計システムを共同で調達・運用するための「公営企業会計システム共同運用協議会」を設置し、令和元年10月から会計システムの共同運用を開始しました。これによりスケールメリットによる導入総コスト削減と公営企業会計導入に係る様々な課題等の情報共有を行っています。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

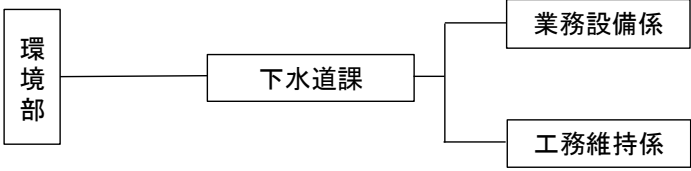
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------------|---------------------------|--------|--|--------------------|--|---------------------|--|---------------------|---|---------------------|--|---------------------|--|---------------------|---|---------------------|-------------------------|---------------------|
| <p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p> | <p>本市下水道事業では、令和元年4月に下水道使用料区分の見直しを行い、東京都区部下水道の料金体系を同一としました。以下に示すように基本使用料制度と従量使用料制度を併せた使用料体系を採用しています。</p> <p>【一般汚水】</p> <table border="0"> <tr> <td>基本料金：8m³以下の量</td> <td>350円/月</td> </tr> <tr> <td>超過料金：9m³から20m³の量</td> <td>70円/m³</td> </tr> <tr> <td>21m³から30m³の量</td> <td>105円/m³</td> </tr> <tr> <td>31m³から50m³の量</td> <td>120円/m³</td> </tr> <tr> <td>51m³から100m³の量</td> <td>135円/m³</td> </tr> <tr> <td>101m³から200m³の量</td> <td>170円/m³</td> </tr> <tr> <td>201m³から500m³の量</td> <td>210円/m³</td> </tr> <tr> <td>501m³から1000m³の量</td> <td>250円/m³</td> </tr> <tr> <td>1001m³以上の量</td> <td>290円/m³</td> </tr> </table> | | | 基本料金：8m ³ 以下の量 | 350円/月 | 超過料金：9m ³ から20m ³ の量 | 70円/m ³ | 21m ³ から30m ³ の量 | 105円/m ³ | 31m ³ から50m ³ の量 | 120円/m ³ | 51m ³ から100m ³ の量 | 135円/m ³ | 101m ³ から200m ³ の量 | 170円/m ³ | 201m ³ から500m ³ の量 | 210円/m ³ | 501m ³ から1000m ³ の量 | 250円/m ³ | 1001m ³ 以上の量 | 290円/m ³ |
| 基本料金：8m ³ 以下の量 | 350円/月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 超過料金：9m ³ から20m ³ の量 | 70円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21m ³ から30m ³ の量 | 105円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31m ³ から50m ³ の量 | 120円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 51m ³ から100m ³ の量 | 135円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101m ³ から200m ³ の量 | 170円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 201m ³ から500m ³ の量 | 210円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 501m ³ から1000m ³ の量 | 250円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1001m ³ 以上の量 | 290円/m ³ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>業務用使用料体系の概要・考え方</p> | <p>該当なし。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他の使用料体系の概要・考え方</p> | <p>【井戸汚水】 1世帯当たり700円</p> <p>【浴場汚水】 13円/m³</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>条例上の使用料*2 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p> | <p>平成29年度 1,050 円</p> | <p>実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載</p> | <p>平成29年度 1,639 円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>平成30年度</p> | <p>1,050 円</p> | | <p>平成30年度 1,644 円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>令和元年度</p> | <p>1,190 円</p> | | <p>令和元年度 注1 1,629 円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³当たりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)をいう。

注1 令和元年度は、地方公営企業法を適用する前年度のため、有収水量12か月分に対し料金収入が11か月分となっている。

③ 組織

| | |
|---------------|---|
| <p>職員数</p> | <p>11人(損益勘定所属職員7人、資本勘定所属職員4人)</p> |
| <p>事業運営組織</p> |  <pre> graph LR A[環境部] --- B[下水道課] B --- C[業務設備係] B --- D[工務維持係] </pre> |

(2)民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 該当なし |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く。)

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

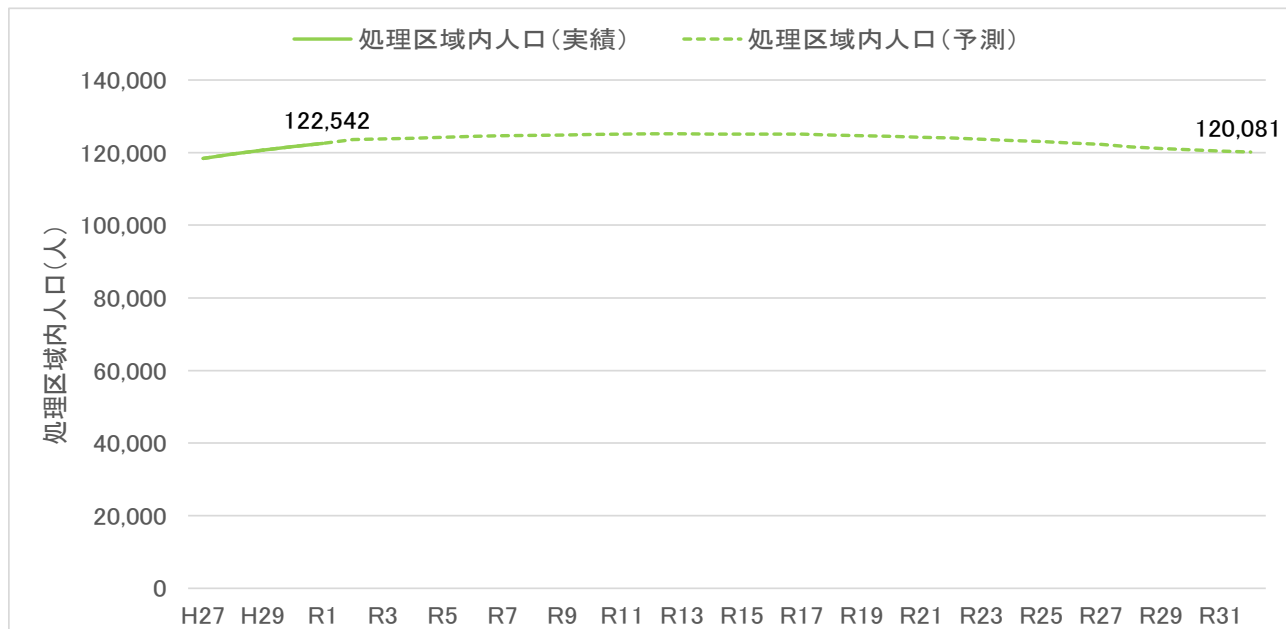
平成30年度の経営比較分析表を別紙-1に示しています。

- ・下水道事業の収益性を示す①収益的収支比率と⑤経費回収率は、100%以上であることから、汚水処理費のうち私費負担部分は全て下水道使用料で賄われおり、現状は健全な経営といえます。しかし、将来的に人口減少及び節水機器の普及に伴い、下水道使用料収入の減少が見込まれてることから、今後の推移に注視し、必要な対策の検討並びに事業の効率性向上の推進が必要であると考えます。
- ・債務残高の規模を示す④企業債残高対事業規模比率は減少しつつ、類似団体平均を大きく下回っています。この要因は、昭和40～50年代に集中整備した時期の借入分の償還が完了し、平成22年度から借入を抑制していることが要因と考えます。
- ・有収汚水量1m³当たりの汚水処理の費用を示す⑥汚水処理原価は類似団体平均の1/2程度となっていますが、今後の推移に注視し、投資の効率化、維持管理費用の縮減等の取組が必要であると考えます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

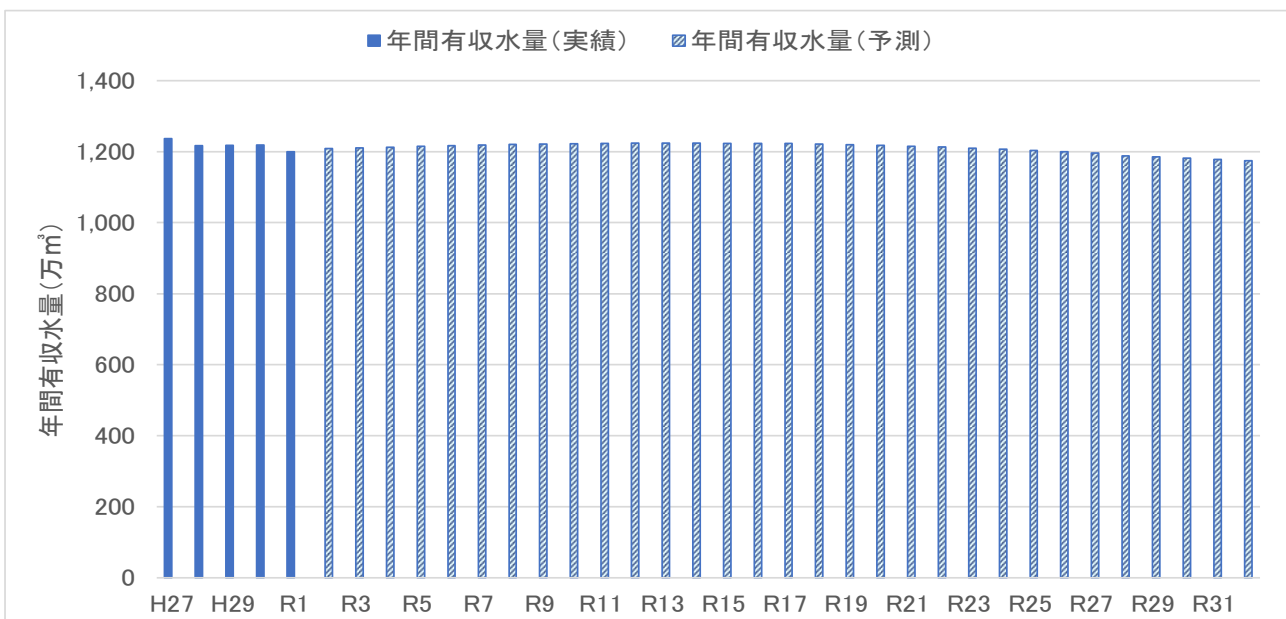
処理区内人口の予測に当たっては「国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口」（平成30（2018）年推計）を基に、行政区域内人口×普及率×人口増減率として推計を行いました。令和3年度から令和12年度まで人口が微増傾向ではあるものの、長期的な視点から見ると将来的に減少していくと見込まれています。



(2) 有収水量の予測

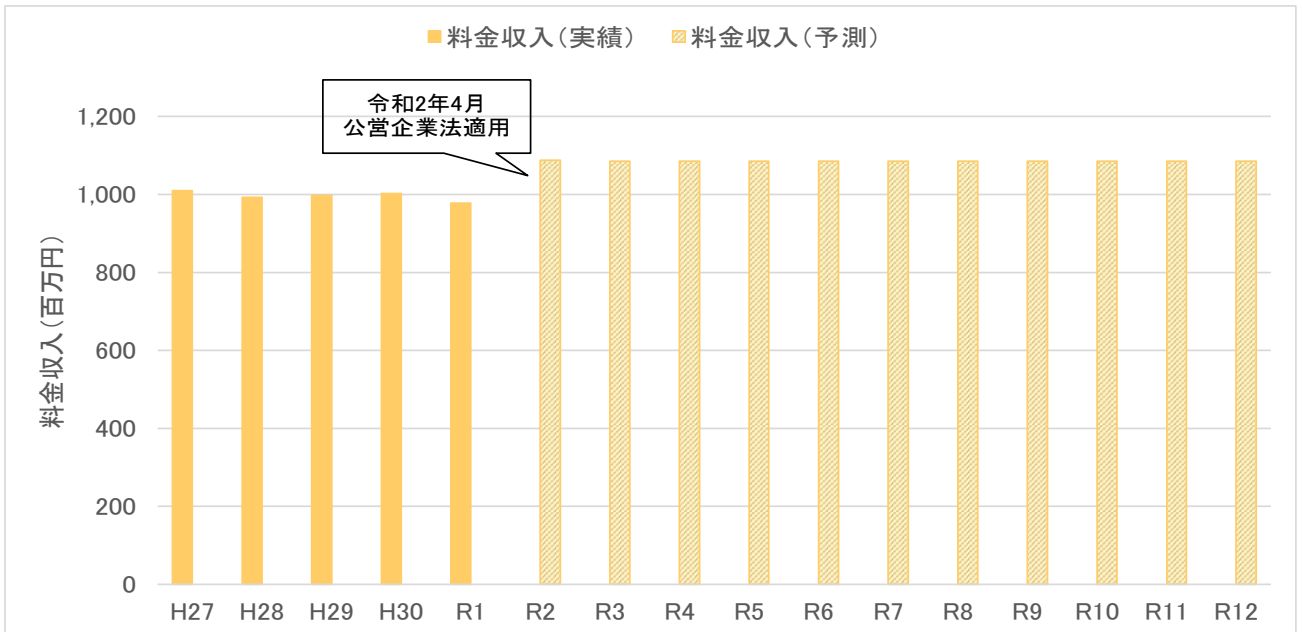
過去5年間を通じて水洗化人口は約4千人増加したものの、使用者の節水意識の向上等により年間有収水量は横ばい傾向となっています。今後、処理区域内の人口減少、節水機器の普及等により、年間有収水量が減少すると見込まれます。

なお、年間有収水量の予測に際しては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の人口推移を勘案して算出しました。



(3) 使用料収入の見通し

本市下水道事業は昭和62年に普及率100%を達成し、その後維持管理の時代へと推移している状況となっており、今後は下水道の整備による使用料収入の増加を見込むことは望めません。令和3年度から令和12年度まで処理区域内人口は微増傾向ではあるものの、節水機器の普及等を考慮して年間有収水量は横ばい傾向と考えられます。したがって、使用料収入も横ばい傾向になるものと考えられます。

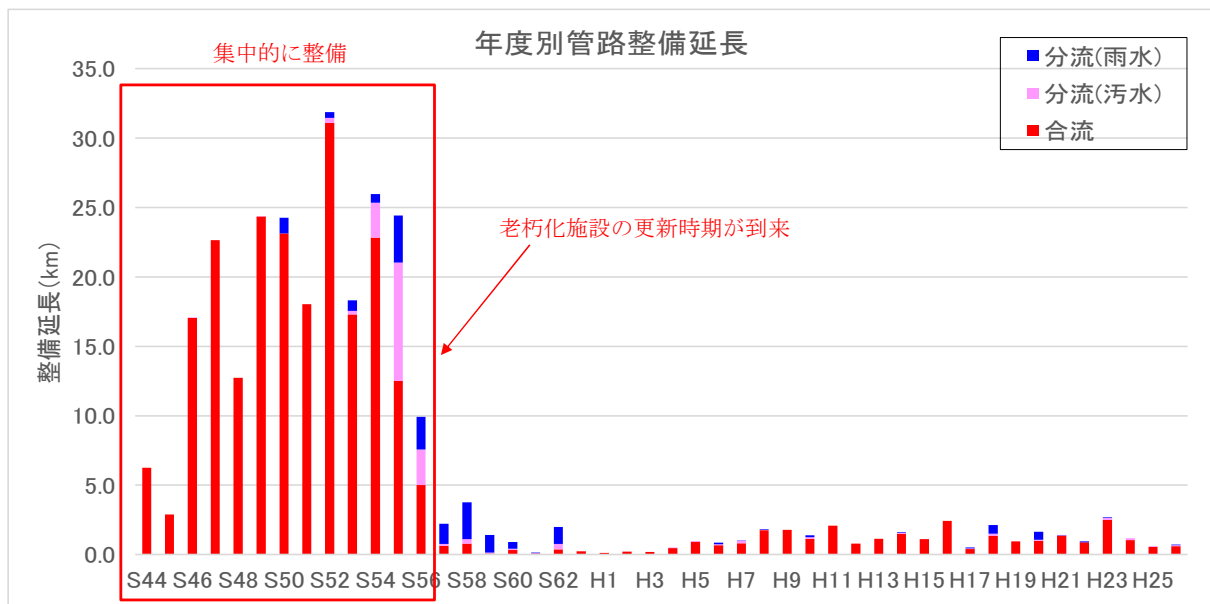


※令和元年度の料金収入は地方公営企業法適用の前年度のため、11か月分となっている。

(4) 施設の見通し

本市では昭和44年度に公共下水道整備計画に着手し、昭和62年度に普及率100%を達成しました。この間、昭和44年度から昭和56年度にかけて急速に管きよ整備を推進しており、全体の約85%が整備されています。この経緯を受けて、令和3年度以降に管きよの法定耐用年数(50年)を超え始め、施設の更新ピークを迎えるものと予測されています。

したがって今後は、老朽化施設の対策費用により将来的に経営が圧迫されることが懸念されます。将来にわたる下水道事業の経営の安定化を継続するために、事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。



(5) 組織の見通し

本市では職員の不足及び技術の継承が課題であり、異動又は退職した職員枠に対する要員補充は、他部課からの職員の異動又は新規採用職員での補充により、現行の人数を維持することを想定しています。したがって、職員の顔ぶれが変わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化、共有、研修の充実等を図っていく必要があると考えています。

3. 経営の基本方針

下水道事業を長期的な視点で見ると、人口減少、節水型機器の導入等による使用料収入の減少が見込まれることに加えて、耐用年数を迎える下水道施設の増加に伴う維持管理費用の増大化及び施設の改築更新において多額の費用が生じることが見込まれます。このような環境下においても、住民生活に必要な不可欠である下水道事業については、将来にわたって安定したサービス提供していくことが求められています。

本市下水道事業では、経営状況及び資産の状況を的確に把握するため令和2年度から地方公営企業法の財務規定を適用しました。市民が安心して快適な生活を営めるよう、良好な生活環境の維持及び公共用水域の水質保全のため、基本理念である「未来に繋げる水のみち（守ります みんなを守った 下水道）」を踏まえ、以下に示す3つの基本方針に基づき、より一層の経営の健全化に努めます。

【基本方針】

- ① より安全で快適なまち及び良好な環境づくりへの貢献
下水道の持つ機能・役割を最大限に生かして、既存施設の効率的・効果的な改善に取り組みにより、より安全で快適なまち及び良好な環境づくりに貢献します。
- ② 安全で快適なまち及び良好な環境の維持管理
最小限の投資で既存施設の延命化を図り、計画的・効率的な改築更新の実施により、安全で快適なまち及び良好な環境の維持管理に努めます。
- ③ 安定した下水道経営の実現
長期的な視点を持って、効率化事業運営を行うため、計画的な施設の管理、支出の削減、事業費の平準化、適正な使用料水準の設定等により安定した下水道経営を実現していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙-2、別紙-3のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|---|
| 目 標 | <p>収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づき、以下の通り長期目標を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の効率的・効果的な改善 既存施設の耐震化、合流式下水道の改善を継続実施 ・改善・更新事業の最小化・平準化 ストックマネジメント計画の運用により、計画的かつ効率的に維持管理・改築事業を実施 |
|-----|---|

投資計画では、建設に係る職員給与、管きょ建設費、流域下水道建設負担金、企業債償還金を計画する必要があります。

この主な内訳は以下に示す通り、年間約4～4.5億円を計画します。

① 資本勘定職員は、令和3年度から令和12年度まで4人を計画し、平均職員給与費（直近予算額÷職員数）×職員数により算出します。算出の結果、年間約0.33億円を計画します。

② 管きょ建設費は、令和3年度から令和12年度まで年間約2.3億円を計画します。
・地震対策に係わる計画に基づき、マンホールトイレの新設及び既存下水道施設の耐震化工事の整備予定額を計上

・ストックマネジメント計画の改築計画に基づき、管きょ施設の更新に要する経費を計上

③ 流域下水道建設負担金は令和3年度から令和12年度まで、過去の実績に基づき、年間約0.9～1.1億円を計画します。

④ 企業債償還金は、令和3年度から令和12年度まで、年間約0.8～1.1億円を計画します。

・既借入分：起債償還計画を基に年次別償還予定額を計上

・新借入分：投資計画に基づき算定した額を計上

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|--|
| 目 標 | 収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果、試算結果に基づく長期目標として、以下として定めます。 ・単年度収支の均衡 ・経費回収率を100%以上 ・企業債残高の抑制 |
|-----|--|

前節の①の投資に対する主な財源は、企業債、他会計負担金、国庫・都補助金を見込むものとします。資本的収支の不足分は、純利益及び現金支出を要しない減価償却費（損益勘定留保資金）で補填します。令和3年度から令和12年度までに示す財源及び金額は、次の内訳の財源を確保する必要があります。

① 企業債は、（建設改良費 - 国庫・都補助金）×起債充当率（100%）により必要額を算定し、一部は補填財源を利用して発行を抑制します。令和3年度から令和12年度まで、年間約1.5～1.7億円を計画します。

② 他会計負担金は、総務省の繰出基準に基づき、臨時財政特例債の元金償還金に対する一般会計繰入額を算定し、令和3年度から令和12年度まで、年間約0.02億円を計画します。

③ 国庫・都補助金は、補助対象事業に係る建設改良費の10%を算出し、令和3年度から令和12年度まで年間約0.21億円を計画します。

④ 補填財源は、年間約2.4～2.7億円を計画します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、令和3年度から令和12年度までに、年間約18～21億円（次の①～③）を試算し、この内訳は、次に示す内容となります。

① 損益勘定職員は、7人を計画し、平均職員給与費（直近予算額÷職員数）×職員数により算出します。令和3年度から令和12年度までに、年間約0.59億円を計画します。

② 修繕費などの経費は、老朽化した施設の補修費の増加を見込み、令和3年度から令和12年度までに、年間約12億円を計画します。

③ 減価償却費は、令和3年度から令和12年度までに、年間約4.2～8億円を計画します。

- ・現有分：固定資産台帳データを基に算出
- ・新規分：将来の建設費を基に算出（管きょ50年、流域下水道建設負担金45年）

④ 企業債の償還に対する支払利息は、令和3年度から令和12年度までに、年間約0.13～0.23億円を計画します。

- ・既借入分：起債償還計画を基に年次別支払利息予定額を採用
- ・新規借入分：将来の建設費に基づき算出（利率0.4%の元利均等、30年償還）

⑤ その他は、令和3年度から令和12年度までに、年間約0.43～0.5億円を計画します。

- ・消費税等納付額：過去の実績を踏まえて算出
- ・控除対象外消費税：将来の建設費に基づき算出

⑥ 資本的支出へ充当する補填財源は、年間約2.4～2.7億円を計画します。

上記に対する財源は、料金収入、他会計負担金（雨水処理負担金）、他会計補助金及び長期前受金戻入を見込むものとします。

令和3年度から令和12年度まで年間約18.4～21億円と試算しています。内訳は以下に示す内容の通りです。

① 料金収入は、有収水量×使用料単価により算出します。令和3年度から令和12年度まで、年間約11億円を計画します。

② 他会計負担金（雨水処理負担金など）は、総務省の繰出基準に基づき、雨水処理に要する維持管理費及び資本費に対する一般会計繰入額を算定し、令和3年度から令和12年度まで、年間約5～5.4億円を計画します。

③ 他会計補助金は、総務省の繰出基準に基づき、高度処理に要する経費等に対する一般会計繰入額を算定し、令和3年度から令和12年度まで、年間約0.24億円を計画します。

④ 長期前受金戻入は、令和3年度から令和12年度まで、年間約2.3～4.5億円を計画します。

- ・現有分：固定資産台帳データを基に算出
- ・新規分：将来の建設費を基に算出（管きょ50年、流域下水道建設負担金45年）

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール及び必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 流域下水道及び近隣市（流域関連市町村）との連携を図りながら、将来にわたって持続可能な下水道事業の執行体制を構築するための広域化・共同化計画を策定します。 また、会計管理システムの共同導入を実施しており、今後も効率化が期待されるものについて共同化等の検討を行います。 |
| 投資の平準化に関する事項 | ストックマネジメント計画の策定を行い、施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い、投資の平準化に努めます。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 国、他自治体等の取組動向を参考にしながら、民間活力を活用した持続的な下水道経営について検討を行います。 |
| その他の取組 | 上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国及び他団体の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 現段階では収支の均衡が取れていることから早急な使用料の見直しの必要性がないと考えています。 今後、収支均衡を将来にわたり維持するために、公営企業会計の確実な運用及び投資・財政計画の見直しを行いながら、収支ギャップの発生が見込まれた場合は、小金井市公共下水道事業審議会と共に適切な使用料の見直しを検討します。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 国、他団体等の取組動向を参考にしながら、下水道資産の有効活用についての研究に取り組みます。 |
| その他の取組 | 上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国、他団体等の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|--|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | より効果の高い民間活力の導入検討を行い、営業費用の縮減の可能性を検討します。 |
| 職員給与費に関する事項 | 令和12年度までは、下水道整備を実施するため、現状の職員の人員を確保する計画とします。 |
| 動力費に関する事項 | スクリーン等の少額な維持管理費のため、特になし |
| 薬品費に関する事項 | 該当なし |
| 修繕費に関する事項 | ストックマネジメント計画の策定を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討します。 |
| 委託費に関する事項 | 公営企業法適用後の健全経営を維持することを図り、経営及び会計に対するアドバイスを受けられる外部委託の検討を行います。 |
| その他の取組 | 上記以外の取組については、現段階では行っていませんが、国及び他団体の動向を踏まえ、必要に応じて研究に取り組みます。 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | 毎年、投資・財政計画と実績との乖離及び原因について検証・評価を行いつつ、経営実態を鑑みて適宜見直しを行う予定とします。 |
|---------------------|---|

経営比較分析表 (平成30年度決算)

東京都 小金井市

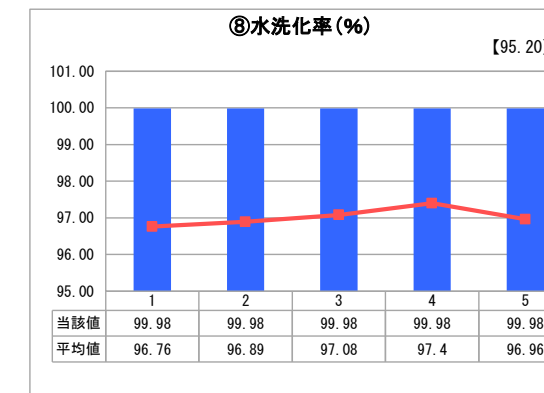
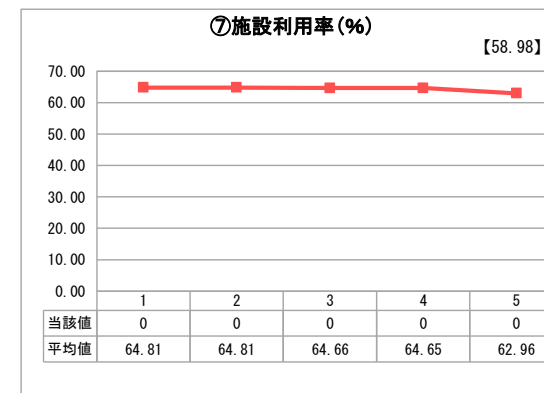
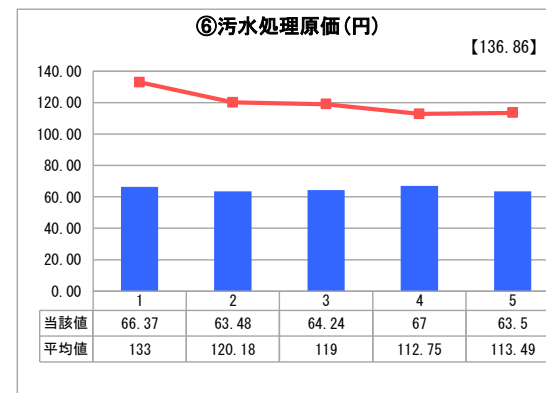
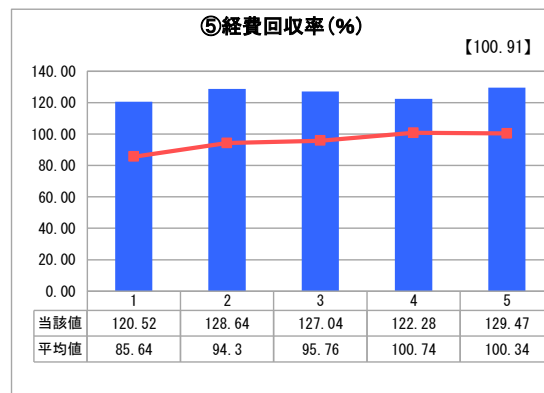
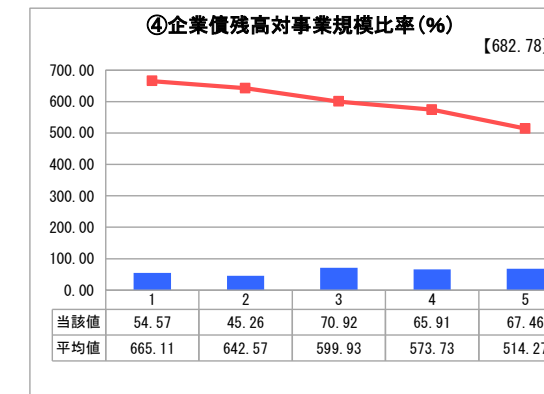
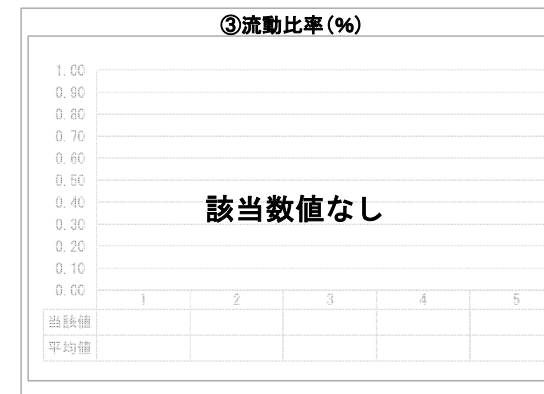
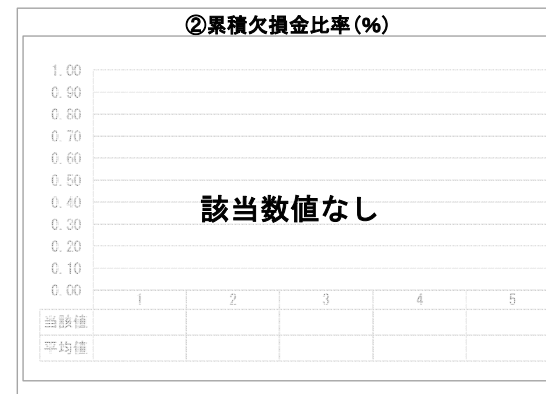
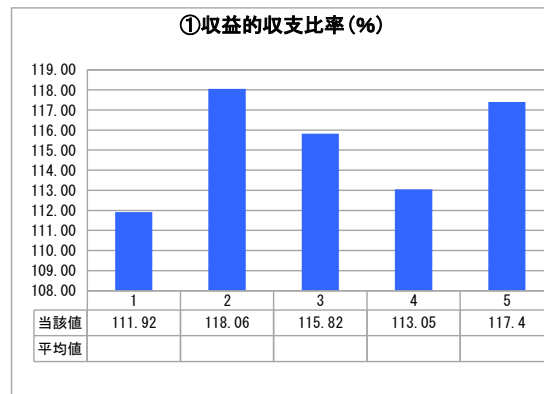
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 公共下水道 | Aa | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 100.00 | 99.89 | 1,134 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 121,443 | 11.30 | 10,747.17 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 121,629 | 11.33 | 10,735.13 |

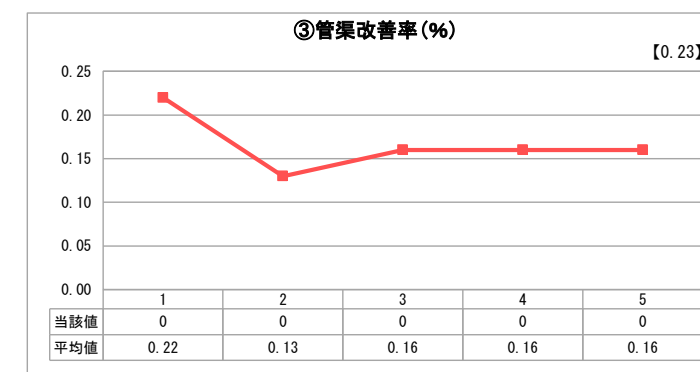
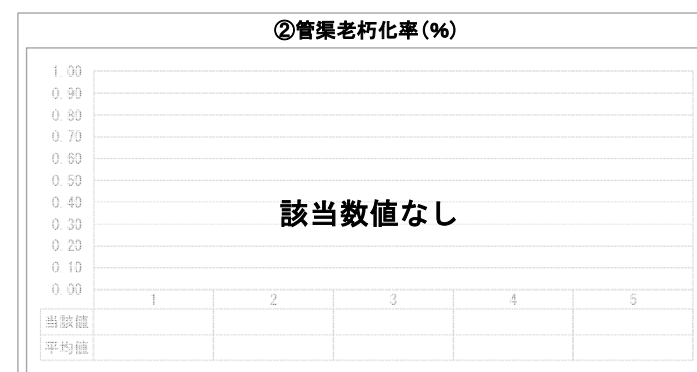
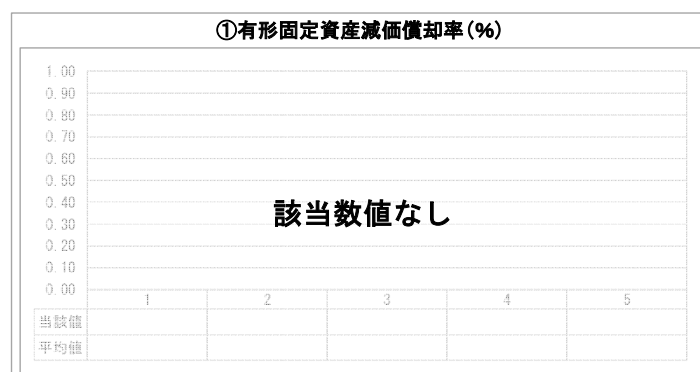
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

⑥汚水処理原価は60～70円程度で推移し、類似団体平均の1/2程度、⑤経費回収率も120%を越え類似団体の平均100%程度を大きく上回っており、汚水処理に関する経営は安定していると考えられます。単年度の収支の状況を表す①収益的収支比率は110～120%の範囲で推移しているものの、そのふり幅は一定しておらず、結果が債務残高を示す④企業債残高対事業規模比率に影響し、実際の起債現在額は減少し類似団体平均を大きく下回っているにも拘らず、変動幅が発生しています。以上のことから、表面上は健全な経営が継続していると思えますが、数字上の経営はアンバランスな面が散見するものと分析できます。⑧水洗化率は若干ながら100%には届かず、使用料の完全補足には足りていません。現状は健全な経営に見えますが、今後の推移に注視し、必要な対策の検討並びに事業の効率性向上の推進が必要であると考えます。

2. 老朽化の状況について

小金井市においては、昭和44年に公共下水道整備計画に着手し昭和62年に普及率100%に達しました。計画当初に布設した管きよは、布設後48年を経過しコンクリート製管きよの平均寿命年数である50年に達しようとしています。現在、小金井市の③管渠改善率は0%となっていますが、平成27年より老朽化対策に着手し、計画策定並びに調査・設計をしているもので、今後幹線より順に必要な改善を図っていきます。

全体総括

小金井市公共下水道事業は、昭和62年に普及率100%を達成し、その後維持管理の時代へと推移しました。現在、当初敷設した管きよが供用開始後50年を迎えようとしており、今後施設更新に係る維持管理費の増大が十分見込まれます。他方、使用者の節水意識の向上等収益的収入の減少、汚水処理原価の上昇、使用料徴収に係る事務経費は公共下水道事業に影響を与えています。今後は、事業の抜本的改革も視野に、長期的な財政見通し、使用料・事務事業の定期的な分析、ストックの利活用、新たな収入確保への取り組みなど、安定的な経営を行えるよう努力する必要があることを踏まえ、令和2年度地方公営企業法の着実な適用及び経営戦略の策定推進を図っていきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

| 区 分 | | 年 度 | | 本年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------|---------------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | 前年度 〔決算見込〕 | | | | | | | | | | | |
| 資本的収入 | 1. 企業債 | | | 144,000 | 151,200 | 158,900 | 172,650 | 149,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 |
| | うち資本費平準化債 | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 2. 他会計出資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 他会計補助金 | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 他会計負担金 | 1,548 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 |
| | 5. 他会計借入金 | | | | | | | | | | | | |
| | 6. 国(都道府県)補助金 | | | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 |
| | 7. 固定資産売却代金 | | | | | | | | | | | | |
| | 8. 工事負担金 | | | | | | | | | | | | |
| | 9. その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 (A) | 1,548 | 145,711 | 173,911 | 181,611 | 195,361 | 171,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | | | | | | | |
| | 純計 (A)-(B) (C) | 1,548 | 145,711 | 173,911 | 181,611 | 195,361 | 171,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 | 182,711 |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 153,547 | 319,192 | 323,400 | 338,800 | 366,300 | 319,000 | 341,000 | 341,000 | 341,000 | 341,000 | 341,000 | 341,000 |
| | うち職員給与費 | 31,120 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 | 32,928 |
| | 2. 企業債償還金 | 92,002 | 87,729 | 85,692 | 80,904 | 82,851 | 86,527 | 92,131 | 101,526 | 105,651 | 110,880 | 113,506 | |
| | 3. 他会計長期借入返還金 | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 他会計への支出金 | | | | | | | | | | | | |
| | 5. その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 (D) | 245,549 | 406,921 | 409,092 | 419,704 | 449,151 | 405,527 | 433,131 | 442,526 | 446,651 | 451,880 | 454,506 | |
| | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | 244,001 | 261,210 | 235,181 | 238,093 | 253,790 | 233,816 | 250,420 | 259,815 | 263,940 | 269,169 | 271,795 | |
| 補填財源 | 1. 損益勘定留保資金 | 244,001 | 261,210 | 235,181 | 238,093 | 253,790 | 233,816 | 250,420 | 259,815 | 263,940 | 269,169 | 271,795 | |
| | 2. 利益剰余金処分量 | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 4. その他 | | | | | | | | | | | | |
| | 計 (F) | 244,001 | 261,210 | 235,181 | 238,093 | 253,790 | 233,816 | 250,420 | 259,815 | 263,940 | 269,169 | 271,795 | |
| | 補填財源不足額 (E)-(F) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 他会計借入金残高 (G) | | | | | | | | | | | | |
| | 企業債残高 (H) | 1,072,301 | 1,128,573 | 1,194,081 | 1,272,077 | 1,361,875 | 1,424,348 | 1,492,218 | 1,550,691 | 1,605,041 | 1,654,160 | 1,700,655 | |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分 | | 年 度 | | 本年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 前年度 〔決算見込〕 | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支分 | | 542,512 | 556,327 | 558,595 | 549,765 | 560,794 | 553,836 | 547,936 | 554,407 | 540,293 | 526,985 | 527,882 | |
| | うち基準内繰入金 | 542,512 | 556,327 | 558,595 | 549,765 | 560,794 | 553,836 | 547,936 | 554,407 | 540,293 | 526,985 | 527,882 | |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収支分 | | 1,548 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | |
| | うち基準内繰入金 | 1,548 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 544,060 | 558,038 | 560,306 | 551,476 | 562,505 | 555,547 | 549,647 | 556,118 | 542,004 | 528,696 | 529,593 | |

